

月例研究会（2025年6月25日）

## ILO100 号条約第3条第3項 の不審な政府公定訳（1967年） と混迷する解釈からの諸論点

遠藤 公嗣

今回の月例研究会の発表タイトルは、私がこのところ執筆している論文原稿名である。私は論文「ILO100号条約の審議過程と賃金形態」を2017年に公刊し、以後、ア)100号条約の1951年採択までのILOにおける公式文書や議事録および未公開委員会議事録の解明、イ)100号条約の基本アイデアが第二次世界大戦下の米国の男女同一賃金政策に由来の諸事情を米国政府労働省女性局長ミラー文書などで解明、ウ)基本アイデアは1948年初から日本に伝わり、100号条約案の準備研究を1951年採択の前まで労働省婦人少年局を中心に実施、の各々について、研究成果論文を発表してきた。今回の月例研究会のタイトルは、ウ)に続く日本事情研究の最後部分で現在までにあたる。今後やるべき複数の研究課題が思い浮かぶけれども、ア)とイ)の両者に関連する事項についての小課題2つにとどめたい。その1つはすでに草稿があり、今1つは基本史料を収集済である。

執筆している論文原稿は長文になっていて、修正が必要であろう箇所もある。そのため、月例研究会で論文原稿全体を発表することはできず、望ましくもなかった。そこで、論文原稿が課題とすること、および全体の概観とともに、トピックのいくつかに限って発表した。

論文の課題と概観は、論文第1章の説明によった。論文の第1課題は、1949年から1967年までの労働省による100号条約関連ILO文書の和訳作業を確認することである。100号条

約の労働省定訳の存在と普及が重要である。第2課題は、第3条第3項の労働省定訳と1967年公表の政府公定訳を比較考察することである。政府公定訳は故意の悪訳と判断できる。第3課題は、労働法学者による第3条第3項の解釈のうち、労働省定訳が普及していた時期、すなわち1968年まで、の解釈を考察することである。第4課題は、政府公定訳のみの存在が認識される時期、すなわち浜田富士郎（「労基法四条による男女賃金差別の阻止可能性の展望」前田達男・萬井隆令・西谷敏編『労働法学の理論と課題——片岡昇先生還暦記念』有斐閣、1988年）以後から現在まで、の解釈を考察することである。

トピックとしては、第2課題をとりあげた。第3条第3項前部分の5箇所について、比較考察した。また、政府公定訳発表から38日後の国会審議で、政府公定訳でなく労働省定訳が公式答弁されるという、まさに不審を指摘した。

また、現在の労働法学者による解釈の通説といってよい浜田（1988）について、その4つの誤りのうち、恣意的引用の誤り1つだけを指摘した。すなわち、浜田が引用する原英文が、明白にも、浜田の主張と正反対の論旨であるとの誤りである。

参加者から多数の質問やコメントを頂いた。国際条約を批准する国会審議の手順や、批准案件の提案や説明は誰か、たとえばILOは関与するのか、また政府公定訳の責任主体は誰か、政府公定訳が悪訳の理由をどう考えるか、労働省定訳の公式答弁は何かの理由で故意の嫌がらせではないのか、政府訳は現在でも意図的な不適切訳がある、政府用語の「促進」と「推進」の違い等々。これら質問やコメントは、私が考察を深め、論文原稿を改善する手がかりとなる。まことにありがたく、私にとって貴重な研究会であった。

（えんどう・こうし 明治大学名誉教授）